

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地（智頭町地域防災計画より）

本町は、鳥取県の東南の八頭郡に位置し、東は若桜町、北西は鳥取市、北東は八頭町、西と南は岡山県に隣接している。また、鳥取県東部の表玄関として、陰陽を結ぶ重要な位置を占めている。本町の緯度は、東経 134 度 08 分-134 度 23 分、北緯 35 度 10 分 35 度 18 分で、面積は 224.70 平方キロメートルである。

本町は、総面積の 93%が山林原野でおおわれ、少ない耕地は河川の流域に沿い上流に狭く、下流に広く分布している。地勢は急峻であり傾斜 35 度を超える場所も少なくない。この山峡をぬっていくつかの河川が大字智頭で合流し、そこから北流して日本海に注ぐ源流域であり、治山治水の上からも重要な地域である。三方を山に囲まれた智頭盆地を中心として、本谷、北股谷、土師谷、富沢谷の四つの谷により扇状の地形をなしている。



②気象概況（気温、降水量）

本町の気候は、内陸型気候で、降水量が多く年平均 2,000 ミリメートル以上であり、冬期の積雪も 1メートルを超えることもあり、県下でも多雪地帯である。3月末になると本格的な春の訪れにより、気温も上昇し好天の日が多くなり、太平洋上の移動性高気圧、日本海の低気圧により南風の吹く日が多く、那岐山、沖ノ山、穂見山等の本町の南、岡山県境に連なる 1,000メートル級の山々によりフェーン現象を起こし異常乾燥を起こすことが多い。また、梅雨期、台風期には、局地的な集中豪雨と地形的要因が重なり、大きな水害を発生することがある。

③災害リスク

(1) 災害の概要

本町の災害を災害種別にみると、台風、台風以外の水害、強風害、雪害、落雷、降ひょう、低温持続、霜害及び暖冬などの天候異常に伴う災害、あるいは地震、火災等の災害の発生を見ている。

(2) 大雨と災害

鳥取県下では、年間約 5 回程度の大雨日が見られ、大雨日と災害の関係については、台風が関係する大雨や梅雨期の大雨では約 7 割が災害を引き起こしており、特に台風襲来時の大雨は警戒を要する。

(3) 大雪と災害

智頭町はしばしば大雪に見舞われ、町中心部でも積雪が 1メートルを超えるところがあり、

豪雪地帯に指定されている。防災上の見地から智頭町で起こりうる大雪の程度について見てみると、30年に1度位の割合で出現すると推計される大雪は1.5メートル～2メートル位であり、少なくともこの程度の大雪を想定して防災対策を整備すべきである。

(4) 強風と災害

強風の原因は、冬季の季節風、南風、台風が主なもので、災害をもたらすことがある。一般的な風害の他に、南の強風はフェーン現象を起こし、強風と乾燥・高温状態は火災を拡大させる要因となる。

(5) 空気の乾燥と火災

火災の大半は、火気の取り扱い不注意や不始末による失火であり、直接的な気象災害とは言えないが、間接的には湿度と強風が大きく影響している。強風が継続し、乾燥・高温状態のフェーン現象となる。このような時に火災が発生すると、乾燥した空気と強風によって大火となる危険性がある。

(6) 天候異常と災害

比較的長期間にわたる場合は夏と冬に多く、夏は低温、寡照、長雨、少雨、高温などがあり、冬は大雪、低温などである。

(7) その他の災害

遅霜や降ひょうによる農作物被害、濃霧による交通障害、落雷による停電事故や電話回線等の通信施設障害などがあげられる。

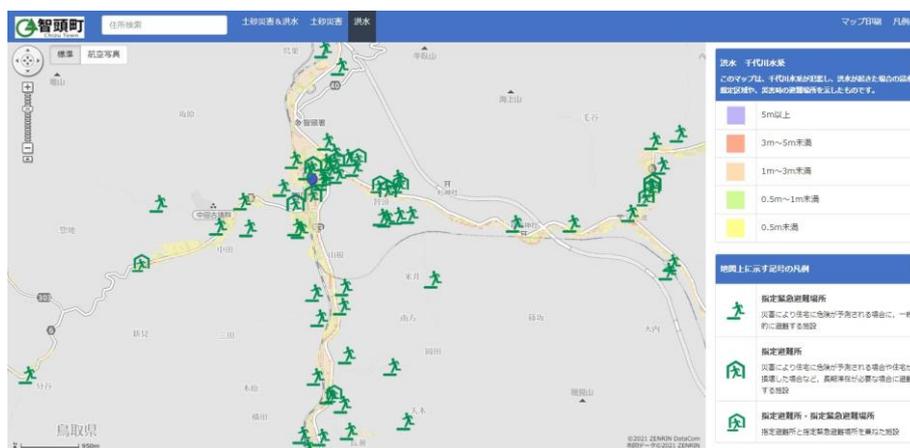
(洪水：ハザードマップ)

智頭町には1級河川の千代川が流れ、町内で土師川、新見川、北股川などの支川を合わせながら鳥取市より日本海へ注いでいる。これらの河川は急しゅんな地形のため、急流で土砂の流出も多く、一たび豪雨ともなれば土石を混じえた濁流となつてはん濫し、災害の原因となっている。

智頭町ハザードマップによると、智頭町商工会が立地する地域において、1mを超える浸水が予想されている。主な商業地区において0.5m未満の浸水予想となっており被害想定は低い。

●智頭町WEB版防災ハザードマップ「洪水に関するマップ」

https://www1.town.chizu.tottori.jp/user/hazardmap/map.html?lay=saigai_03

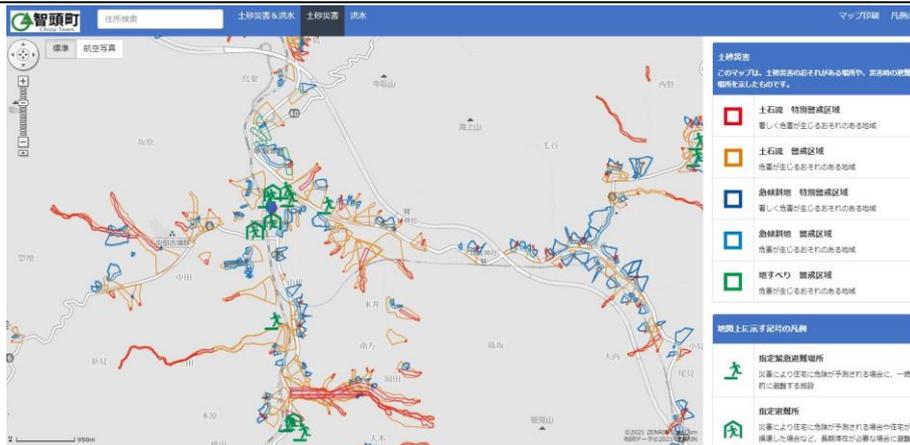


(土砂災害：ハザードマップ)

智頭町は、総面積の93%が山林原野でおおわれ、地勢は急峻であり傾斜35度を超える場所も少なくない。智頭町ハザードマップによると、急傾斜地崩落危険箇所に町内の広い地域が指定されているが、主な商業地区は指定地域から外れており、被害想定は低いと思われる。

●智頭町WEB版防災ハザードマップ「土砂災害に関するマップ」

https://www1.town.chizu.tottori.jp/user/hazardmap/map.html?lay=saigai_02

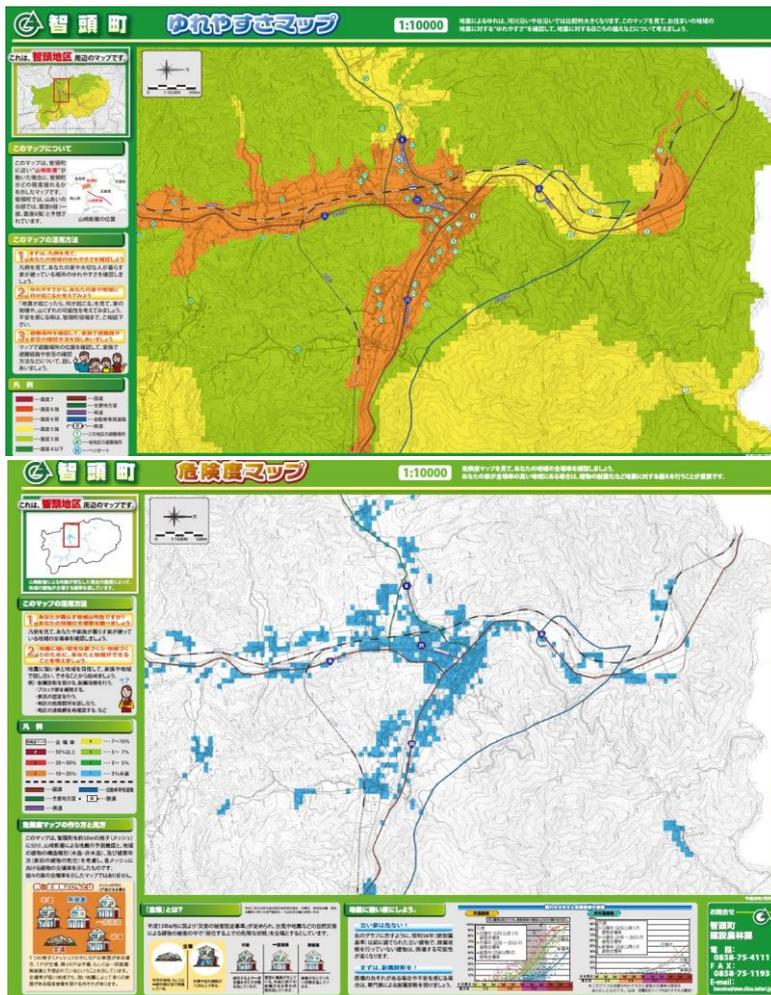


(地震：ハザードマップ)

智頭町地震対策資料「智頭町地震に備えて」によると、智頭町に近い山崎断層の今後30年以内の発生確率は0.03%~5%となっている。これは阪神・淡路大震災の発生直前の確立をあまり変わらず、決して低い確率ではない。

●智頭町WEB版防災ハザードマップ「地震ゆれやすさマップ」

<https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/soumu/bousai/1/>



(感染症：新型インフルエンザ等)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等対策緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、智頭町（以下「町」という。）は、鳥取県が作成した「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）をふまえて、特措法第 8 条に基づき、「智頭町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成し、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を確立する。町行動計画は、対策の実施の経験や、国及び県行動計画の改定等を受けて適時適切に見直しを行うこととしている。

また、新型コロナウイルス感染症について、全国的に急速なまん延により感染が拡大しており、本町においても町民の健康被害および社会・経済活動に甚大な影響を及ぼしている。鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画をもとに感染拡大を防止するため、特に注意を払う必要がある。

●智頭町新型インフルエンザ等対策行動計画

<https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/fukushika/6/>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 340人
- ・小規模事業者数 309人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	79	76	町内に広く分散している
	製造業	43	39	
	卸・小売業	93	77	町内中心部に集中している
	飲食・宿泊業	22	21	
	サービス業・その他	103	96	
合計		340	309	

(3) これまでの取組

ア 智頭町の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改定 令和2年8月）、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・智頭町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・災害時の物品提供について事業者と協定を締結

イ 智頭町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年8月20日）
- ・災害発生後1週間以内に各事業所へ聞き取り調査（被害状況確認）を行い、鳥取県商工会連合会へ被害状況報告
- ・商工会職員緊急連絡網の整備
- ・智頭町が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別 BCP 計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進
(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年1月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

智頭町商工会と智頭町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり智頭町商工会と智頭町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・智頭町商工会は、令和4年度内に事業継続計画を作成予定。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・智頭町商工会と智頭町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（地震、河川の氾濫等）に基づき、智頭町、智頭町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・智頭町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について智頭町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、智頭町における感染症対策本部設置に基づき智頭町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・智頭町は、智頭町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・智頭町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を智頭町と共有する。
- ・智頭町商工会と智頭町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・智頭町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・智頭地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・智頭地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・智頭地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・智頭地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

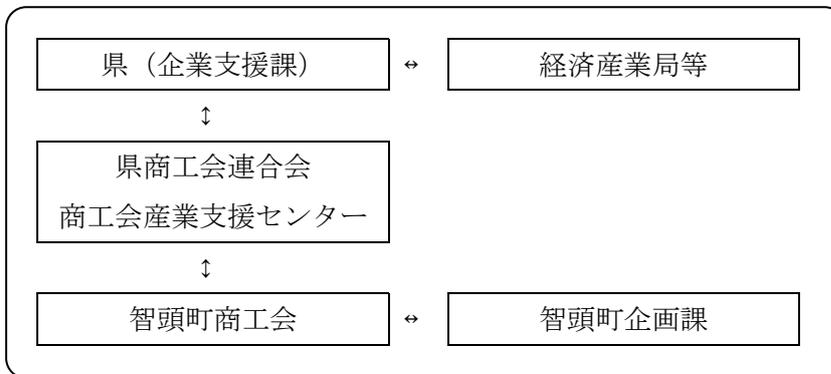
ウ 被害状況の県への報告

智頭町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握できる場合のみ）、対応内容、復旧見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、智頭町商工会と智頭町が共有した情報を県の指定する方法にて智頭町商工会又は智頭町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・智頭町と智頭町商工会は、相談窓口の開設について相談する（智頭町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・智頭町と智頭町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・智頭町商工会、智頭町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会联合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

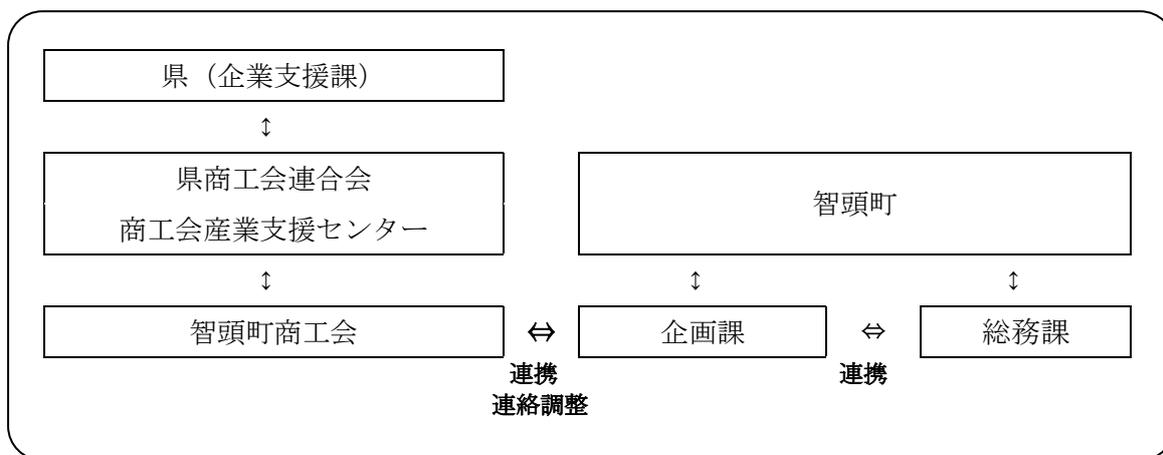
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年10月現在)

- (1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

智頭町商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員3名 計5名
智頭町役場：企画課7名 総務課11名



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：原田憲一

連絡先：0858-75-0039

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

- (3) 商工会、関係市町村連絡先

①智頭町商工会

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭 2081-4

TEL:0858-75-0039 /FAX:0858-75-0064

E-mail: chizu-sci@tori-skr.jp

②関係市町村

智頭町 企画課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭 2072-1

TEL:0858-75-4112 /FAX:0858-75-1193

E-mail: k@town.chizu.tottori.jp

- (4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCPセミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	